

31世監第17号
平成31年4月11日

A 様

世田谷区監査委員	萩原賢一
同	阿部能章
同	石川征男
同	福田妙美

住民監査請求について（通知）

平成31年3月11日付け30世監第92号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、却下することに決定したので通知します。

記

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に規定する住民監査請求は、住民に対し、地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであり、対象とする財務会計上の行為等については、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することが必要とされている（最高裁判所平成元年（行ツ）第68号平成2年6月5日第三小法廷判決）。

そして、監査請求の対象が前述の程度に個別的、具体的に摘示されていないときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は当該監査請求について監査をする義務を負わないとされている（同判決）。

本件請求においては、本件請求書及びこれに添付された事実を証する書面の記載等を総合的に判断すると、世田谷福祉事務所における生活保護に係る処分の全てを対象とするものと解され、監査請求の対象が個別的、具体的に摘示されていないと認められる。

よって、本件請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、却下が相当である。

監査請求書

平成31年03月11日

世田谷区監査委員 御中

〒 (送達住所) 東京都世田谷区
電話番号
監査請求人 A

地方自治法第242条第1項は普通地方公共団体であるも、特別地方公共団体へ規定適応により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

第1 請求の趣旨

- 1 請求の対象課及び対象職員
決定書記載通り(世田谷福祉事務所全職員の免職)
- 2 財務会計行為に対する審査請求
公金の支出の処分を行政庁が勝手に取消を行い裁量権超過の非行
生活保護法による公金の支出を行わない裁量権超過の飛行
- 3 区に生じる損害
申請書式の一切が無効公文書になり、全て取消請求され、損害賠償で軽く、数百億円程度(クズ以下にすらならない奴らを相手にする気は無い。)
- 4 措置の請求
一 世田谷福祉事務所全職員の免職による、入れ替え。

第2 事実証明書

- 1 決定書

添付書類

審査請求書 1通

以上、原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所及び電話番号は省略し、氏名は仮名とした。

事実証明書その他の書類の添付は省略した。